

令和5年度（第4回）加古川市社会教育委員会議資料

目 次

- ・資料 1

条例改正の概要について

………… P. 1 ～ 2

- ・資料 2

市登録文化財登録候補写真

………… P. 3 ～ 5

条例改正の概要について

1 市登録文化財制度の創設

- ・令和 3 年 4 月の文化財保護法改正により、地方公共団体による文化財の登録制度が新設され、令和 4 年 4 月より施行された。本市でも制度の創設を進め、わがまち自慢やまちおこしなどの起爆剤として、観光やまちづくりに役立てたい。
- 令和 4 年度より、市条例の改正を 2 年計画で進めており、現在、条例改正の素案は作成でき、令和 6 年 3 月議会での制定を目標に取り組んでいる。

2 指定文化財等の状況【指定文化財・登録文化財 目録】

- ・国指定文化財 23 件（国宝 2 件、重要文化財 20 件、史跡 1 件）
- ・県指定文化財 33 件（建造物 18 件、絵画 3 件、彫刻 7 件、工芸品 3 件、書跡等 1 件、史跡 1 件）
- ・市指定文化財 71 件（建造物 4 件、絵画 10 件、彫刻 16 件、工芸品 9 件、書跡等 6 件、考古資料 17 件、歴史資料 1 件、無形文化財 1 件、民俗資料 2 件、史跡 4 件、天然記念物 1 件）
- ・国登録文化財 9 件（建造物 8 件、記念物 1 件）

3 指定文化財と登録文化財の違い

- ・指定文化財——国・地方自治体を選んで指定した文化財
金銭的な手厚い支援がある一方で、保護のための強い規制がある。
- ・登録文化財——指定文化財以外の国・地方自治体を選んで登録した文化財
金銭的な支援はほとんどないが、活用を促すため規制は緩やかである。

4 市登録文化財の位置づけ

- ・指定文化財には至らないが、地域で昔から大切にされており、わがまちの宝、わがまち自慢の対象物となるもの
- ・市指定文化財の候補となるもの

5 条例改正の内容

- ・市登録文化財の登録制度について規定
- ・市登録文化財の登録抹消について規定
- ・市登録文化財の管理・修理について規定
- ・市登録文化財の届出事項（滅失・き損等）について規定
- ・市文化財審議委員会の審議について規定
- ・国や県の指定を受けた文化財の補助金についての準用規定

6 今後のスケジュール

- ・ 社会教育委員会議での協議
- ↓
- ・ 文化財審議委員会での協議
- ↓
- ・ 条例改正の起案
- ↓
- ・ 令和6年3月議会で条例改正案の議決
- ↓
- ・ 文化財審議委員会での審議（市登録文化財候補）
- ↓
- ・ 定例教育委員会での議決（市登録文化財）

7 他市の状況

- ・ 市条例で規定
 - 神戸市（法改正前から独自の規定あり、他に歴史遺産なる制度あり）
 - 養父市（法改正前から独自の規定あり）
- ・ 要綱や規則で規定
 - 川西市（登録文化財）
 - 高砂市（ふるさと文化財）
 - 加東市（加東遺産）



石のたらい



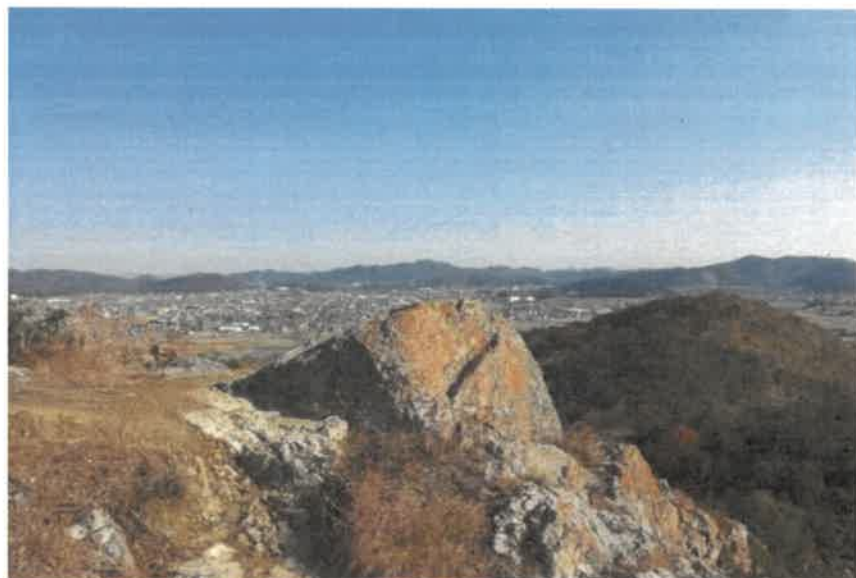
こけ地蔵



胴切れの地蔵



七騎塚碑



太閤岩



二塚古墳



二塚古墳（石室）



升田山15号墳



升田山15号墳（石室）